

障害のある児童生徒に対する 指導と評価

文部科学省 初等中等教育局 視学官
(併) 特別支援教育課 特別支援教育調査官 青木 隆一

1. 障害のある児童生徒への指導
2. 特別支援学級における教育課程の編成
3. 通級による指導における教育課程の編成
4. 障害のある児童生徒の学習評価の考え方
5. 特別支援学校（知的障害）各教科の評価
6. 指導要録の取扱い

(総則)

特別支援学校等の助言又は援助
指導内容や指導方法の工夫

+

(各教科)

障害のある児童などについては、
学習活動を行う場合に生じる困難さ
に応じた指導内容や指導方法の工夫を
計画的、組織的に行うこと。

見えにくい

聞こえにくい

移動しにくい

他人の感情が理解しにくい

学習に集中できない 等

指導上
の工夫
の意図

(学習指導要領解説 小学校 国語の例)

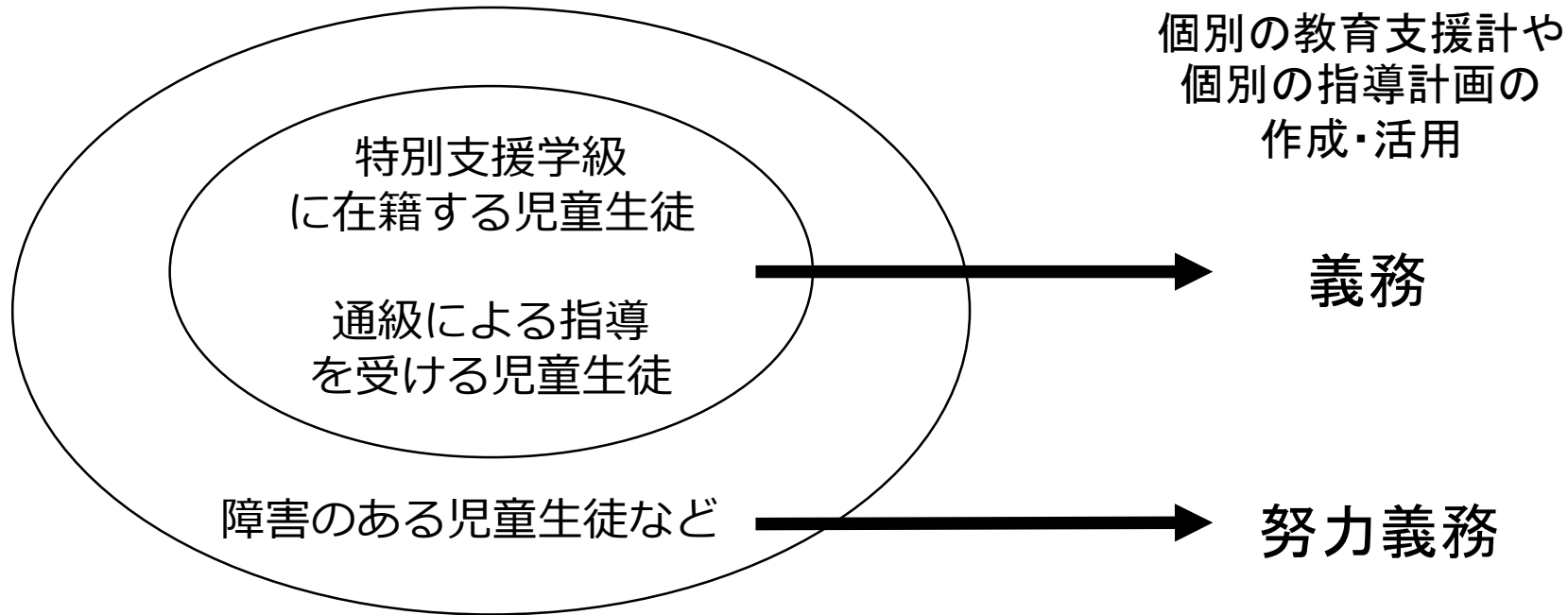
学習上の
困難さ

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、
自分がどこを読むのかが分かるように
教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと・・・などの配慮をする。

手立て

児童生徒一人一人の障害の状態等により
困難が異なることに十分留意

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用



特別支援学級における教育課程の編成の考え方①

児童生徒の障害の種類、程度等によっては、
小・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。



学校教育法施行規則第138条

- ・・・特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、
- ・・・特別の教育課程によることができる。

特別支援学級における教育課程の編成の考え方②

(総則)

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(小学校第6学年の例)

国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合的な 学習の時間	特別活動
----	----	----	----	----	------	----	----	-----	----	---------------	------

+

自立活動

特別支援学級における教育課程の編成の考え方③

(総則)

児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(小学校第6学年の例)

国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合的な 学習の時間	特別活動
----	----	----	----	----	------	----	----	-----	----	---------------	------

知的障害教科「理科」に替える

小学校第5学年「社会」の目標、内容に替える

学校教育法施行規則第140条

・・・障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、・・・**特別の教育課程**によることができる。

(総則)

通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

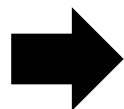
【参考となるもの】

- ・ 障害に応じた通級による指導の手引き
 - 解説とQ & A ● (文部科学省)
- ・ 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド (文部科学省)

障害のある児童生徒の学習評価の考え方

学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様である。

「指導方法を工夫した場合、どのように評価したらよいかわからない・・・」



評価方法を工夫すること

各教科等における児童生徒の学習状況を評価すること

※試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、
学習評価の対象から外さないようにする必要がある

【参考となるもの】

- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
(国立教育政策研究所)
- ・特別支援学校の学習評価に関する参考資料
(文部科学省)

特別支援学校学習指導要領において、小・中・高等学校の各教科と同様に、
育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理



各教科の学習評価は**観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述とする。**

→各教科等で育成する資質・能力を踏まえ、学習活動を見直すことが期待される

指導要録の取扱い

個別の指導計画が作成される児童生徒

個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒

個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項（授業時数、指導期間、指導の内容や結果等）が記載されている場合



個別の指導計画の写しの添付で**指導要録への記入に替えることも可能**

→個別の指導計画の様式や記載事項の見直しが期待される



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

National Institute of Special Needs Education

